

京都市告示第199号

児童福祉法第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年6月15日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人 結	児童発達支援	児童発達支援 かばくんのいえ 2650900067	京都市伏見区醍醐池田町10番地 ラ・レーヴ2F	平成29年5月31日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)